

公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第10号

公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

公衆浴場法施行条例（昭和35年岩手県条例第58号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(措置の基準)</p> <p>第3条 法第3条第2項の規定による措置の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 脱衣室及び浴室の照明は、<u>床面において常に150ルクス以上の照度とする</u>こと。</p> <p>(3)～(14) [略]</p> <p>(15) 連日使用型循環浴槽（浴槽内の湯水を24時間以上にわたり、浴槽から完全な排出及び<u>入れ替え</u>をせずに、当該湯水を循環ろ過している方式の浴槽をいう。以下同じ。）の湯水は、浴槽から1週間に1回以上完全に排出し、<u>入れ替え</u>を行い、浴槽の消毒及び清掃を行うこと。</p> <p>(16)～(20) [略]</p> <p>(21) 浴槽に直接に注入する温水（摂氏60度以上の温水及び循環ろ過方式により還流される温水を除く。）を貯湯槽に滞留させないようにすること。</p> <p>(22)～(24) [略]</p> <p>2 衛生上及び風紀上支障がない場合において知事の承認を得たときは、前項に規定する基準にかかわらず、一般公衆浴場で前条第2項第1号に該当するものにあつては前項第10号、第12号及び第16号に、その他の公衆浴場</p>	<p>(措置の基準)</p> <p>第3条 法第3条第2項の規定による措置の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 脱衣室及び浴室の照明は、<u>十分な照度を保つ</u>こと。</p> <p>(3)～(14) [略]</p> <p>(15) 連日使用型循環浴槽（浴槽内の湯水を24時間以上にわたり、浴槽から完全な排出及び<u>入替え</u>をせずに、当該湯水を循環ろ過している方式の浴槽をいう。以下同じ。）の湯水は、浴槽から1週間に1回以上完全に排出し、<u>入替え</u>を行い、浴槽の消毒及び清掃を行うこと。</p> <p>(16)～(20) [略]</p> <p>(21) 浴槽に直接に注入する温水（摂氏60度以上の温水及び循環ろ過方式により還流される温水を除く。）を貯湯槽に滞留させないようにすること。<u>ただし、これにより難しい場合は、消毒等の方法により貯湯槽の温水を第14号の基準に適合させるようにすること。</u></p> <p>(22)～(24) [略]</p> <p>2 衛生上及び風紀上支障がない場合において知事の承認を得たときは、前項に規定する基準にかかわらず、一般公衆浴場で前条第2項第1号に該当するものにあつては前項第10号、第12号及び第16号に、その他の公衆浴場</p>

にあつては同項第2号、第7号、第8号、第10号から第12号まで、第16号及び第24号に規定する基準の全部又は一部を適用しない。

第4条 主として蒸気、熱気、砂等を用いる公衆浴場にあつては、前条に規定する基準によるほか、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

(1) [略]

(2) 浴室には、シャワー、上がり湯の設備又は適当なよくそうを設け、常に清潔にしておくこと。

にあつては同項第7号、第8号、第10号から第12号まで、第16号及び第24号に規定する基準の全部又は一部を適用しない。

第4条 主として蒸気、熱気、砂等を用いる公衆浴場にあつては、前条に規定する基準によるほか、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

(1) [略]

(2) 浴室には、シャワー、上がり湯の設備又は適当な浴槽を設け、常に清潔にしておくこと。

2 衛生上支障がない場合において知事の承認を得たときは、前項に規定する基準にかかわらず、同項第2号に規定する基準を適用しない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。